

別記様式

議 事 録

会議の名称	第2回岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会
開催日時	令和元年7月26日(金) 10時00分から11時50分まで
開催場所	岩倉市役所7階 会議室7
出席者 (欠席委員・説明者)	委 員：峯岸委員長、片岡副委員長、丹羽委員、廣中委員、田中委員、石黒委員、堀尾委員、大矢委員、渡辺委員 欠席者：稲本委員 事務局：神山課長、今枝統括主査、水谷主任、真野主任、鈴木主事(商工農政課) 野田事務局次長(商工会) オブザーバー：加藤(鐘)、倉地(中小企業家同友会) 加藤(地域問題研究所)
会議の議題	(1) 前回の委員会での意見について (2) 条例素案本文の検討について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	資料：岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例(素案)
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

・別紙のとおり

1 あいさつ

峯岸委員長からあいさつ

2 議題

(1) 前回の委員会での意見について

前回の委員会で意見があった前文の修正案を事務局より説明した。

オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> これまで地域の経済を引っ張って来たのは中小企業であり、これからも引っ張っていくということをはっきりと前文に入れた方が良い。 場所は、3段落目の頭に入れてはどうか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 3段落目に追記を検討する。 4段落目で1文が長いので、2文に分かれると良い。

(2) 条例素案本文の検討について

峯岸委員長より資料を用いて進行し、条例素案条文を検討した。

●第1条（趣旨）、第2条（定義）

委員	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者と中小企業のすみ分けをしっかりとした方が良いと思う。 中小企業等の表現はいかかなものか。小規模企業についても記載すべきではないか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の定義については、中小企業法に倣って記載すべきであると思う。 小規模企業についても省略せず、記載するよう事務局が検討してほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第1条2行目で「等」が2回続くとわかりづらい。第2条第2号で事務所、事業所が並んでいるが、事業所の方が大きい後ろにあるのはなぜか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 法律の定型文があるので、それに従っている。 「等」は、それを外してしまうと、ただでさえ難しい文章がさらにわかりづらくなってしまわないか。丁寧に記載してわかりづらくなるのであれば、避けるべきである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 責務等とはどこまでが含まれているのか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 責務等ではなく、責務、役割等にした方がわかりやすいのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 「等」は、第12条までの各主体の責務・役割を含めている。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 誰が読んでも誤解がないようにしてほしい。次回までの持ち越しでお願いしたい。第1条なのでコンパクトかつ誤解をまねかないようにしてほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第1条で市民生活の向上に寄与することを目的とするところがあるが、第12条では「安定」が入っているので、入れた方がいいのでは。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 書き方は揃えた方が良い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 「等」が2回続くのは気になった。中小企業者の表現も気になった。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 他の理由がなければ、そのままでも良いのではないか。

●第3条（基本理念）、第4条（市の責務）、第5条（議会の責務）

委員	・第4条の（以下「基本理念」という。）は必要か。また、第4条第3項は表現が細かいのではないか。
委員長	・特に理由がなければ再検討が必要である。
委員	・第4条第3項は、第13条に入れた方が良いのではないか。 ・第4条第2項の「～努めるものとする」は「努めなければならない」という表現の方が良いのではないか。
委員長	・仮にそうした場合、一つ一つの施策を全て国や県と連携や協力することになってしまう。そういったものばかりではないので今の表現で問題ない。
委員	・第4条第3項は、突然表現が具体的になっているのが気になった。
委員	・第12条で「市民生活の安定及び向上」と表現があるので、第3条第2項でも「安定」を記載した方が良いのではないか。
事務局	・表現を統一していく。
委員	・第4条第3項は、行政にしっかりやってもらう意味でも、残した方がよいのではないか。
委員長	・同第3項について、中小企業は建設業だけでなく、サービス業も多いため再考していただく必要がある。
オブザーバー	・第3条第3号については、順番をその後の流れに合わせた方が良いのではないか。また、議会についても記載が必要ではないか。
委員長	・理念条例は、市長が変わったとしても、この条例で行くぞという決意表明の役割がある。議員の責務は理由がないのであれば、削除しても良いのではないか。
事務局	・元々、議員から提案された条例案にも記載されており、今後議会側に案を示したときに判断してもらう事を考えている。
委員	・記載したままであれば、議会の定義を第2条で記載した方が良いのではないか。
委員長	・議会をいれるのであれば、第3条第3号にも記載すべき。 ・次回までに事務局で検討していただく。
委員	・併せて議会の「責務」は、議会の「役割」ではどうかも検討してほしい。

●第6条（中小企業及び小規模企業の責務）、第7条（商工会の役割）

委員	・責務よりも役割の方が良いのではないか。
委員長	・まずは事業所が自ら頑張っていくという意味で、責務という表現がされている。他の市町の条例も同様である。
委員	・「～なければならない」、「～ものとする」と分かれている。どのような使い分けか。
委員長	・内容により表現の強さに差をつけている。
委員	・商工会は責務でなく役割くらいが良いと思う。
委員長	・第6条の中で、中小企業と小規模企業を分けたのは、小規模企業を強調するためか。
事務局	・その通り。

委員	・第6条の見出しは、中小企業等で良いのではないか。
委員長	・等と省略して問題ないか法律の専門家に聞いて、確認しておく。 ・今回の会議全体を通して委員からたくさんの意見が出たので、事務局の方で次回の会議までに条例案の見直しをお願いしたい。

3 その他

- ・次回の開催について

第3回委員会 日時：令和元年 9月20日（金）午前10時～

場所：岩倉市役所7階 第1委員会室